東京女子大学 石井信夫様

2016 年 7 月 22 日 特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 事務局長 鈴木希理恵

拝啓時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私が共同執筆者となっている論文 (Crossing international borders: the trade of slow lorises, *Nycticebus* spp., as pets in Japan) についてコメントをいただき、ありがとうございました。先月、同じく共同執筆者のオックスフォードブルックス大学教授のアンナ・ネカリス氏が来日し、この論文に関する事実関係を確認いたしましたので以下にご報告いたします。

なお、この論文に関する調査に当会は業務として協力しており、会員への活動報告義務の一環 としてこの書簡を公開してよろしいでしょうか。ご協力をお願いいたします。

敬具

記

## スローロリス問題について

## 1. 論文について

Asian Primates Journal は IUCN SSC Primate Specialist Group が発行している専門誌ということのようですが、以下のような問題があると思います。

- 1) 自然研による登録票の発給件数と事項(年次、種、規制前輸入個体か繁殖個体かなど)が調べられていない(この調査の重大な欠陥、自然研が信頼できないと思っても調べるべき)。
- ■2014年5月の調査当時、自然環境研究センターに電話で問い合わせたところ答えられないとの返答があったため、調査することができませんでした。2016年6月27日に環境省野生生物課、自然環境研究センター、ネカリス氏、鈴木らで意見交換を行った時質問したところ、登録票の発給に関するデータは野生生物課から公開できる場合があるとの返答がありました。今後の研究に使用したいと思います。
  - 2) 輸入統計が示されていない。
- ■貿易統計では、統計番号(Statistical code)「0106.11 000 霊長類」としか集計されません。さらに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条により、1999 年から研究機関・動物園以外のサルの輸入が禁止されています。これらの理由から貿易統計はペット用スローロリスの輸入実態の把握に不適切なため使用しませんでした。

(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou13/

3) 「種の保存法」に基づく登録票を CITES permit (Fig.1 キャプション) と混同しているなど、条約や国内法について理解できていない。



- ■「Registration」とすべきところを「Permit」とした部分、輸入差止等実績を集計している税関の所轄官庁を経済産業省としたところを財務省とした部分については論文の訂正をします。
  - 4)調査期間が罰則強化と同時期の2014年7月(法改正は前年)までであり、法律改正は当然知っているべきなのに、古い規制内容が記述されている。
- ■2014年の調査当時、罰則強化を含む種の保存法の改正は認識していましたが、日本政府による公式サイト「Japanese Law Translation」が更新されておらず、これが英語で日本の法律を確認できる公式に公開されたものであったため、これを参照した内容になりました。法改正後の内容を加えた論文の訂正を行います。また 6 月 27 日の環境省野生生物課との意見交換の時に、ウェブサイトの更新を申し入れました。

## Japanese Law Translation

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=2103&vm=04&re=01

(例 2016年7月5日確認)

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

Article 58 A person who falls under either of the following items shall be punished by imprisonment with work for not more than one year or a fine of not more than one million yen:

- 一 第九条、第十二条第一項、第十五条第一項又は第三十七条第四項の規定に違反した者
- (i) a person who has violated the provisions of Article 9, Article 12, paragraph (1), Article 15, paragraph (1), or Article 37, paragraph (4); or
- 二 第十一条第一項、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者
- (ii) a person who has violated an order under the provisions of Article 11, paragraph (1), Article 14, Article 16, paragraph (1) or (2), or Article 40, paragraph (2).

- 5) 2000~2013年の期間に 400 頭の没収があったとしているが、附属書 I 移行後(2008年以降) はほとんどゼロになっていることの指摘と評価がされていない。
- ■この論文に使用した「ワシントン条約該当物品不正輸入差止等実績」に基づくデータは、当会が以前より情報公開請求により入手していたものです。附属書 I 掲載後の評価については、同じ調査を日本向けに執筆した、「スローロリス属の販売状況からみた絶滅のおそれのある外国産野生動物ペットをめぐる問題」Wildlife Forum Spring/Summer 2015 (「野生生物と社会」学会発行)にて、国内取引規制の効果および附属書 II 掲載種の対応では密輸は防げないことを示す事例と評価しています。
  - 6)海外の動物園での事例に基づいて飼育繁殖は難しいとしているが、飼育繁殖の可能性は否



定できない(ピグミースローロリスは飼育繁殖できるらしい)。ハイブリッドがいることは 飼育下繁殖を示唆しているのに、そのことへの言及がない。飼育繁殖個体と称しているが、 実際は違法な由来の個体であるという印象を(証拠なく)作ろうとしている。

■動物園等以外の個人が飼育繁殖している事例は日本でしかみられません。2014年の調査では、 日本国内での飼育繁殖状況を明らかにできなかったため、すでに発表されていた論文を引用しま した。

2016年6月のネカリス氏の来日時には、日本のブリーダーと獣医師にヒアリングを行いました。 あるブリーダーはピグミースローロリスの繁殖は2010年から成功するようになったが、他の種 は難しいと述べていました。

ペットのスローロリスは、ケージで飼育されるため交尾の時につかまる枝がない、繁殖ペアになるには相性があるという繁殖のための条件が満たされにくいほか、糖分の多いエサによる糖尿病、家畜の肉の食べ過ぎによる腎臓病、つかまる木がなく床に置かれることによる床ずれ、夜行性にもかかわらず明るい環境下におかれるためのストレス等、飼育技術が知られていないため過酷な飼育環境下に置かれるていことが別の研究(Nekaris 2015)で明らかになっています。日本では動物園で飼育技術が確立しつつある段階にあり、スローロリスの飼育繁殖技術を持つ個人は限られると考えられます。

2014年のペットショップ調査で18個体、2016年6月の調査で2個体のスローロリスの店頭販売を確認しましたが、飼育繁殖を示す登録票は一つもありませんでした。その中には、幼獣特有の体毛をもつ若い個体が規制前取得の登録票と共に販売されていました。附属書I掲載(2007年9月13日)前に生まれた個体は2014年当時6歳以上の成体のはずです。

Nekaris K.A.I. · Musing L. · Vazquez A.G. · Donati G.(2015) Is Tickling Torture? Assessing Welfare towards Slow Lorises (Nycticebus spp.) within Web 2.0 Videos Folia Primatol 2015;86:534-551 (DOI:10.1159/000444231)

- 7) スローロリス類の絶滅のおそれを高めている要因として、生息地の破壊とペット取引目的 の捕獲があげられているが、前者の要因についての具体的言及がなく、後者の要因に日本 がどれだけ関わっているかの評価がない。
- ■当論文はスローロリス属の違法取引に絞って書かれました。これは査読者の意向でもあります。またペット取引目的の捕獲と日本との関係は不明ですが、断片的な情報はあります。ジャワスローロリスの場合、インドネシアの市場に日本人が買い付けに来たという話や、附属書 I の規制前に税関で押収され、その後動物園等で飼育されているスローロリスの多くはピグミースローロリスですが、2014年の調査では5個体のジャワスローロリスが同じ店舗で売られ、そのうち1個体は幼獣特有の体毛だったこと、2016年にも1歳とみられるジャワスローロリス1個体が販売されていたことなどです。今後、国際的な捜査が進むことを期待しています。
  - 8) 日本が多くの野生生物取引に関わっていること、留保があること、罰則が緩いこと(誤り) など本件に直接関係のない記述があり、さらに日本の事例ではないのに、野外捕獲個体を 飼育繁殖個体と偽る例があること、税関職員が腐敗していること(日本では考えられない)、 偽の許可証が用いられること(同左)などをあげて、あたかも日本では違法な取引が横行しているかのような印象を与えようとしている。



■スローロリス属の中でも最も絶滅の危険の高いジャワスローロリスは、原産国のインドネシアでは1973年から保護動物です(Decree No. 66 1973 of Ministry of Agriculture)。The CITES Trade Database においてもインドネシアからの輸出またはインドネシアを原産国とするスローロリス属の生体の日本への輸入の記録はありません。しかし2014年、2016年の調査とも販売を確認しており、日本に存在するジャワスローロリスは、税関で差し止められなかった個体があることを示しています。

またThe CITES Trade Database に記録された日本への生きたスローロリス属の輸出は1999年が最後であり、1999年は感染症予防法により研究機関・動物園以外のサルの輸入が禁止された年でもあります。獣医師によると、日本でペット飼育されているスローロリスの寿命は15年程度です。現在個人が所有しているスローロリスのうち、国内繁殖以外の個体はほとんどが税関で差し止められなかった個体と言えます。

つまり、税関でスローロリスが多数差し止められていた時期に、差し止められずに国内に持ち込まれた個体が多く存在していたことから、附属書 I 掲載後に差し止め数がほとんどなくなったことを理由に、差し止められずに国内に持ち込まれる個体が全くなくなったと考えることは合理的ではありません。

また 2014 年の調査で発見した登録票の表記より若い個体が販売されていた件を、2014 年 5 月 29 日付で環境省野生生物課と警視庁に報告しましたが立件には至りませんでした。警視庁の担当者によると、現在の登録制度では裁判所に提出する証拠には不十分で、種の保存法による立件は難しいとのことでした。これらの現状から法規制の弱さを指摘しました。

また、この論文はオックスフォード・ブルックス大学大学院ルイーザ・ミュージン氏の修士論 文として書かれたものであり、グローバルな視点から日本の違法取引を考察したものです。なお、 ミュージン氏の現在の所属はトラフィック・インターナショナルです。

## 2. 課題

- 1) 生きた個体の登録票が死亡時に返納されず、死亡後に別個体に付け替えられている可能性の排除。若い個体に2007年の規制以前に取得された個体の登録票が付けられていることが事実なら、明らかに「種の保存法」違反なので摘発する。
- 2) Nycticebus javensis (ジャワ島原産) など、過去に日本に輸出した実績のある国 (マレーシア、中国、シンガポール、タイ) 以外に生息する種 (亜種) が販売されている場合、由来について調査する。原産国から輸出国に運ばれてから日本に輸入された可能性もある。
- ■ネカリス氏は世界の動物園で飼育されているスローロリスの情報を集積しています。日本では 輸入が差止められた個体を動物園が寄託管理しているため、世界でのスローロリスの取引ルート の解明に寄与すると期待されます。

なお、「ワシントン条約該当物品不正輸入差止等実績」により、原産国と輸出国が明らかになることもあります。

http://www.customs.go.jp/mizugiwa/washington/washington2014.pdf

以上

